

3. 指定後の経過

(1) 自然的事項

1) 平成新山

平成新山は、平成3年（1991）に溶岩円頂丘が出現して以降、現在に至るまで旧登山道は立入禁止になっているものの、平成24年（2012）5月に雲仙普賢岳の新登山道が開通し、間近に見ることができる。また、平成3年（1991）の噴火から30年以上経過して植生が復活しつつある。（写真3-2-1・2）。



写真 3-2-1 平成新山（仁田峠第二展望所より）（令和5年（2023）11月）



写真 3-2-2 平成新山（平成新山ネイチャーセンターより）（令和5年（2023）11月）

2) 鳩穴

鳩穴は寛文3年(1663)12月に普賢岳の北北東900mの飯洞岩から北側へ古焼溶岩が流出した際に、古焼の上部に生じた溶岩トンネルの屋根が落ちてできた、広さ約330㎡、高さ約11~13mの岩陰である。夏季でも天然水や氷柱が残存しており、戦前は製氷の場として管理されていたが、平成2年(1990)から平成8年(1996)の火山活動により埋没したため、往時の姿を見ることはできない(写真3-2-3)。



写真 3-2-3 鳩穴の霧氷(時期不明・戦前か) * 雲仙お山の情報館所蔵

3) 普賢池

普賢池は広さ990㎡ほどの普賢岳の火口湖である。池の周囲には石垣が築かれて製氷地として整備されており、6月から7月にはウツギの花が咲き誇っていたが、鳩穴と同じように平成2年(1990)から平成8年(1996)の火山活動により埋没したため、往時の姿を見ることはできない(写真3-2-4)。



写真 3-2-4 普賢池(右下)(平成3年(1991)9月頃)(島原市2002)

4) 植物相

特別名勝温泉岳の植生および植物相については、大部分が昭和3年(1928)の名勝指定以後、明らかになっている。そのため、植物相に大きな影響を与えた、平成の大噴火(平成2年(1990)～平成8年(1996))前後を中心に特筆すべき事項を述べる。

①ウンゼンノガリヤス

雲仙岳の固有種であるウンゼンノガリヤス(オニビトノガリヤス)は、館岡亜緒によって発見され、新種として記載されたものである。発見時にオニビトノガリヤスと名付けられたが、現在は中西弘樹が名付けたウンゼンノガリヤスとしても知られている(中西 2015)。芒は長くて包穎の外に抽出し、第一包穎は第二包穎より長いことが特徴である。ノガリヤスより小型で、夏期が約1か月早く、8月初旬頃に咲き始める。普賢岳北部に多く生育している。

②ウンゼンマムシグサ

雲仙岳の固有種であるウンゼンマムシグサは芹沢俊介によって発見され、新種として記載されたものである(芹沢 1982)。葉は通常2枚で、花序付属体の上部は細く糸状となり、先端近くで直径1.5 mm以下となる。海拔1,100m付近より高所に見られ、海拔1,100m付近よりも低いところはツクシマムシグサが生育している。

③オオヤマレンゲ

オオヤマレンゲはかつて普賢岳北部の風穴から鳩穴付近にかけて数株が生育していたが、平成2年(1990)からの火山活動によってこの付近の植生はほとんど消失し、オオヤマレンゲも絶滅したと考えられていた。しかしながら、平成5年(1993)から新登山道の途中1か所に、毎年1～4株ずつ確認されはじめ、平成8年(1996)には10株確認された。加えて、平成10年(1998)には、高さ約1.5 mの株に2つの花が咲いたことから復活したと考えられる(中西 2015)。なお、長崎県においてオオヤマレンゲが確認されるのは雲仙岳のみである。

④ウンゼンアザミ

ウンゼンアザミは雲仙山系と多良山系に固有のものであり、これまで広く分布するツクシアザミと混同されてきたが、門田裕一によって区別されて新種となった(Kadota2008)。ツクシアザミは総苞片が6列であるが、ウンゼンアザミは8～9列であることなどによって区別される。

なお、雲仙岳においては、上部の冷温帯域にウンゼンアザミ、下部の暖温帯域にツクシアザミが分布しており、垂直的に棲み分けられている点の特徴と言える。

⑤原生沼のミズゴケ

第2章第1節4.で述べたとおり、原生沼にはオオミズゴケ、ハリミズゴケ、ヒメミズゴケの3種のミズゴケ類が生育しており、九州において、3種のミズゴケ類が同じ湿地に生育しているのは原生沼のみである。また、レンゲツツジ、カキツバタ、オキナワホシクサなどは長崎県で唯一の自生地であり特徴的と言える（写真3-2-5・6）。



写真 3-2-5 原生沼のミズゴケ（令和5年（2023）11月）



写真 3-2-6 原生沼のオオミズゴケ（令和5年（2023）11月）

（２）歴史的事項

１）修験道

①大黒天磨崖仏

別所ダム（鴛鴦池）の園路北側にある石製の鳥居から北に登った地点に大黒天磨崖仏は所在する。像は高さ約 2.5m である。なお、作成された時期は不明である（写真 3-2-7）。

大黒天（マハーカーラ）はヒンドゥー教におけるシヴァ神の異名であり、日本には 9 世紀に唐から帰朝した僧たちによって伝えられ、その後、大国主神信仰と習合して 15 世紀初頭までには七福神の一柱として信仰されるようになった。

別所には、元亀 2 年（1517）に白雀の乱が起きるまで数百の僧坊が存在し、繁栄していたとされる。また、乱の後も信仰の場であり続けたため、大黒天磨崖仏は別所における信仰の様相を残す遺構と言える。

なお、大黒天磨崖仏は昭和 40 年（1965）に別所ダムの工事中に「発見」されたことで知られているが、『雲仙小濱風光記』（關 1926）に「別所に行くと、田原と云ふところの上の方に當りて、一巨巖が矗立してゐる。其上に古雅掬すべき大黒様が安置してある」と記載されていることや、大黒天磨崖仏の「発見」を伝える新聞記事（昭和 40 年（1965）6 月 9 日付西日本新聞）に「仏教大斎藤彦松教授が『大黒山に隠れた大黒像がある』と地元の人から聞いて」と書かれていることから、地元住民にはかねてより知られていたと言える。そのため、昭和 40 年（1965）の「発見」は、より一般に周知する契機となった「再発見」と言えよう。



写真 3-2-7 大黒天磨崖仏

2) 普賢神社

普賢神社は室町時代に温泉神社の奥の院として創建されて以降、山岳信仰の場として崇められていた（写真 3-2-8）。その後、平成 3 年（1991）2 月 12 日に屏風岩新火口で起きた 2 度目の噴火により埋没したため（写真 3-2-9）、現在は往時の姿を見ることはできないものの、平成 7 年（1995）に登山道入口側に仮拝殿が建てられ、平成 16 年（2004）には普賢岳山頂付近に本殿が再建されている。



写真 3-2-8 普賢神社（昭和 9 年（1934）～昭和 20 年（1945）頃） * 雲仙お山の情報館所蔵



写真 3-2-9 普賢神社（平成 3 年（1991）頃）（島原市 2002）

4. 指定地の状況

(1) 森林区域における土地所有の状況

表 3-2-4・図 3-2-6 は特別名勝温泉岳およびその周辺の森林区域についての所有区分を示したものである。国有林は、国によって保護管理されている森林であり、林野庁が管轄し、各地方森林管理局の下部組織である森林管理署・支署、森林管理事務所によって管理されている。

地域森林計画対象民有林は、森林法第 5 条に基づき、都道府県知事が 5 年ごとに 10 年を 1 期として立案する地域森林計画の対象となる民有林である。民有林は国が所有する国有林以外の森林を指し、個人および法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれる。

また、地域森林計画対象の民有林内において、1 ha を超える開発行為を行う際には、県知事の許可および市町村長への届出等が必要である。加えて、森林法の改正により令和 5 年（2023）4 月 1 日からは太陽光発電設備の設置を目的とする場合、開発面積が 0.5ha を超えるものは県知事の許可が必要となっている。

なお、特別名勝温泉岳のうち 85%が国有林であるが、温泉街周辺および諏訪池の一部に地域森林計画対象の民有林が所在する。

表 3-2-4 特別名勝他土地所有関係一覧

（長崎県教育委員会編 1988『特別名勝温泉岳保存管理計画策定書』から抜粋）

種別	名称	指定年月日	面積 (ha)	土地所有関係	内訳 (ha)	
特別名勝	温泉岳	S3. 3. 31名勝 S27. 3. 29特別名勝 S27. 10. 7追加指定 S27. 11. 22追加指定	1874. 0	国有地	1631. 0	国有林 1593. 0 その他 38. 0
				公有地	95. 0	長崎県 26. 0 市 69. 0
				民有地	148. 0	
天然記念物	地獄地帯シロドウダン群落	S3. 3. 31	11. 6	国有地	—	
天然記念物	野岳イヌツゲ群落	S3. 3. 31	80. 1	国有地	—	
天然記念物	普賢岳紅葉樹林	S3. 3. 31	456. 0	国有地	—	
天然記念物	原生沼沼野植物群落	S3. 3. 31	1. 8	県有地	—	
天然記念物	池の原ミヤマキリシマ群落	S3. 3. 31	1. 9	国有地	—	
天然記念物	平成新山	H16. 4. 5	168. 3	国有地	—	

(2) 土地利用の状況

図 3-2-7 は特別名勝温泉岳およびその周辺の土地利用を示したものである。

特別名勝温泉岳は全域が国立公園となっているほか、温泉街は都市地域における、その他用途地域である。また、特別名勝温泉岳の農業地区および農用地域は、諏訪池のそばに存在するのみである。なお、農用地域内における農地は農地法により宅地転用や宅地転用目的の売却が制限されている。

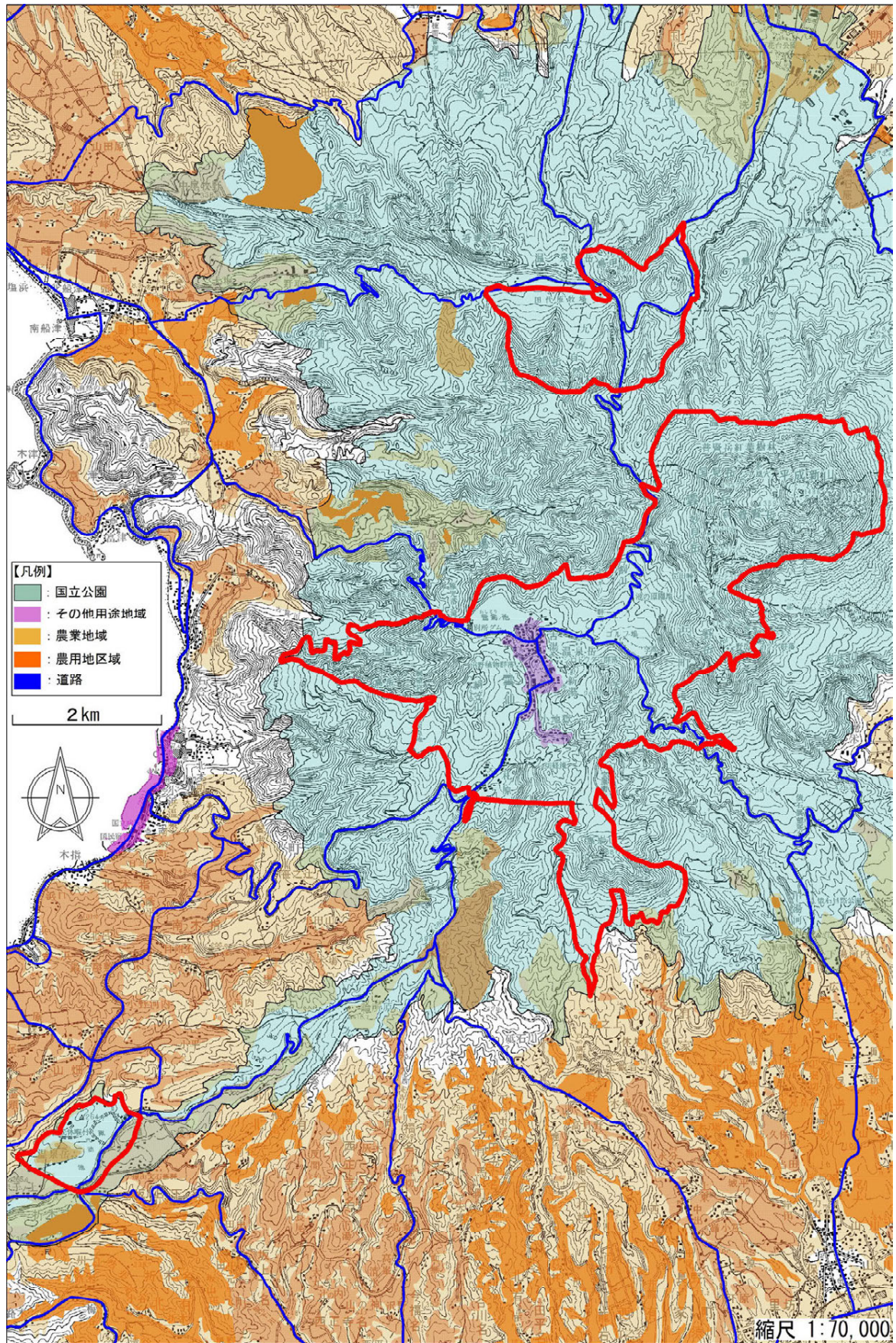


图 3-2-7 土地利用区分图

(3) 法規制

特別名勝温泉岳に関わる法令は、「文化財保護法」、「鳥獣保護管理法」、「自然公園法」、「土砂災害防止法」、「森林法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「都市計画法」、「景観法」と多岐にわたるほか、「雲仙市景観条例」、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」、「長崎県屋外広告物条例」、「文化財保護条例」などの条例が関連している。特別名勝温泉岳に関わる法律および条例を表 3-2-5・6、図 3-2-8～11 に示す。

表 3-2-5 特別名勝温泉岳に関わる法律

法規名	法律の概要	規制区域	対象地	許可・届出内容
文化財保護法	文化財を保存し、その活用を図り、国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。	名勝指定地	計画対象地全域	現状変更、保存に影響を及ぼす行為は許可が必要。
		周知の埋蔵文化財包蔵地	計画対象地内の遺跡	土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で発掘しようとする場合には、事前に文化庁長官への届出が必要。
鳥獣保護管理法	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。	鳥獣保護区	計画対象地内の鳥獣保護区域	狩猟禁止
		鳥獣保護区特別保護地区	計画対象地内の鳥獣保護区特別保護区域	工作物の新築等・水面の埋立、干拓・木竹の伐採は許可が必要。
自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。	自然公園区域	計画対象地内の自然公園区域	自然公園内で工作物の新・改・増築、木竹の伐採、鉱物の採集、広告等の設置、土地の形状変更、屋根等の色彩変更、指定区域内での車等の使用、たき火等を行う場合には、指定された地域の種類によって、許可申請または届出が必要。
土砂災害防止法	土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命および身体を保護するために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や、一定の開発行為の制限、及び建築物の構造規制に関する措置を定め、土砂災害の防止のための対策の推進を図ることを目的とする。	【土石流】 【急傾斜】 土砂災害警戒区域	計画対象地内の警戒区域	・警戒避難体制の整備（市町村等） ・ハザードマップの配布（市町村等） ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等（施設管理者）
		【土石流】 【急傾斜】 土砂災害特別警戒区域	計画対象地内の特別警戒区域	・特定開発行為に対する制限（都道府県） ・建築物の構造規制（都道府県または市町村） ・建築物の移転等の勧告（都道府県）

表 3-2-5 特別名勝温泉岳に関わる法律

法規名	法律の概要	規制区域	対象地	許可・届出内容
森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。	国有林	計画対象地内の国有林区域	レクリエーションの森、登山道、遊歩道、広場、休憩小屋等の施設が設置されている箇所へ森林レクリエーションの目的で入林する場合を除いて入林の届出が必要。
農業振興地域の整備に関する法律	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。	農業振興地域	計画対象地内の農業振興地域	農地の転用については、本法による開発規制は行われませんが、農地法による転用許可が必要。
		農用地区域	計画対象地内の農用地区域	農地の転用については、農用地利用計画において指定された用途に供する場合以外認められない。なお、農用地利用計画の変更（農用地区域からの当該農地の除外）が必要と認められる場合は、農用地利用計画の変更をした上で農地法による転用許可を得る必要がある。
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	都市計画区域	計画対象地内の都市計画区域（雲仙温泉街）	開発行為をしようとする者は、事前に国土交通省令で定めるところにより都道府県知事の許可が必要。
景観法	良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	景観計画区域	—	一定の規模以上の建築物・工作物の建築行為、開発行為を行う場合には届出が必要。

表 3-2-6 特別名勝温泉岳に関わる条例

条例名	条例の概要	規制区域	対象地	許可・届出内容
長崎県 文化財保護条例	文化財保護法第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。	県・市域全域 (国指定及び 県指定の文化 財を除く)	計画対象地全域	国指定特別名勝 であるため、 上位法規（文化財保護法） に従う。
雲仙市 文化財保護条例	文化財保護法の規定に基づき指定を受けた文化財、長崎県文化財保護条例の規定により指定を受けた文化財以外の文化財で、各市の区域内に存するもののうち、各市にとって重要なものについて、その保存活用のため必要な措置を講じ、郷土文化の向上に資することを目的とする。			
島原市 文化財保護条例				
南島原市 文化財保護条例				
長崎県未来に つながる環境を 守り育てる条例	地球温暖化対策の推進、生活環境の保全等、自然環境の保全及び快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに必要な措置その他環境の保全のために必要な事項を定め、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	ごみの 投げ捨て等 防止重点地区	・ 雲仙地獄自然公園地区 ・ 仁田峠・池ノ原自然公園地区	ごみの投げ捨て及び喫煙禁止に違反した場合は、 2,000円以下の過料が科される。
		喫煙禁止地区		
長崎県 屋外広告物条例	屋外広告物法の規定に基づく屋外広告物、広告物を掲出する物件及び屋外広告業について必要な規制並びに広告物又は広告物を掲出する物件と地域の景観との調和を図るための必要な事項を定めることにより、地域の良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。	禁止地域	計画対象地全域	名勝指定地内には原則、屋外広告物を出すことはできない。禁止地域の適用除外として、許可を受けて設置可能な場合もある。
雲仙市景観条例	豊かな自然、歴史及び文化に育まれた景観を守り、育て、及び創造するために必要な事項並びに景観法に基づく手続き等について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が連携し、及び協働しながら、雲仙市らしい良好な景観の形成によるまちづくりの実現を図り、次世代に引き継ぐ営みを支援することを目的とする。	景観計画区域	雲仙市全域	一定の規模以上の建築物・工作物の建築行為、開発行為を行う場合には届出が必要。

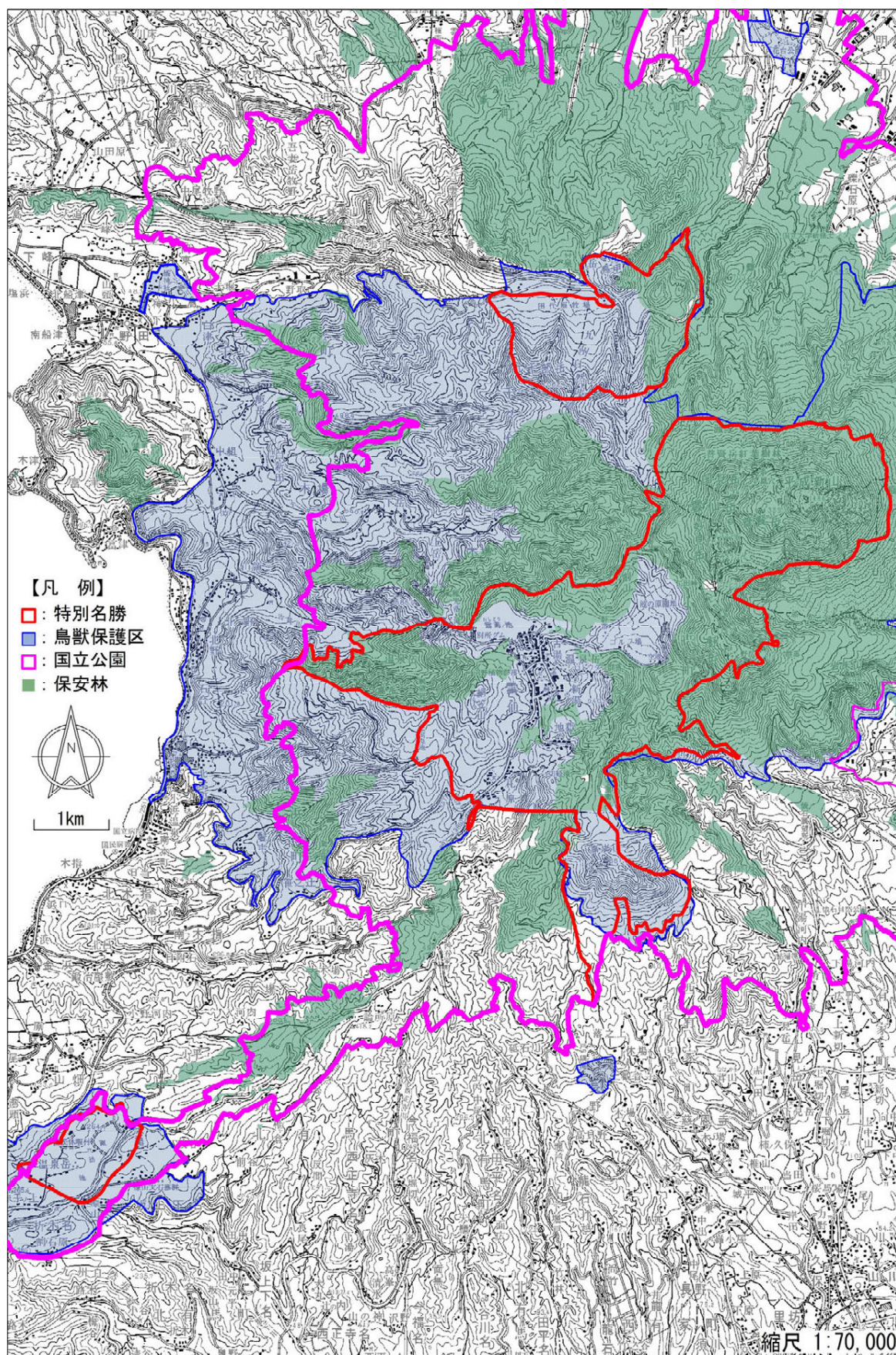


図 3-2-8 法規制範囲図（鳥獣保護区・国立公園・保安林）

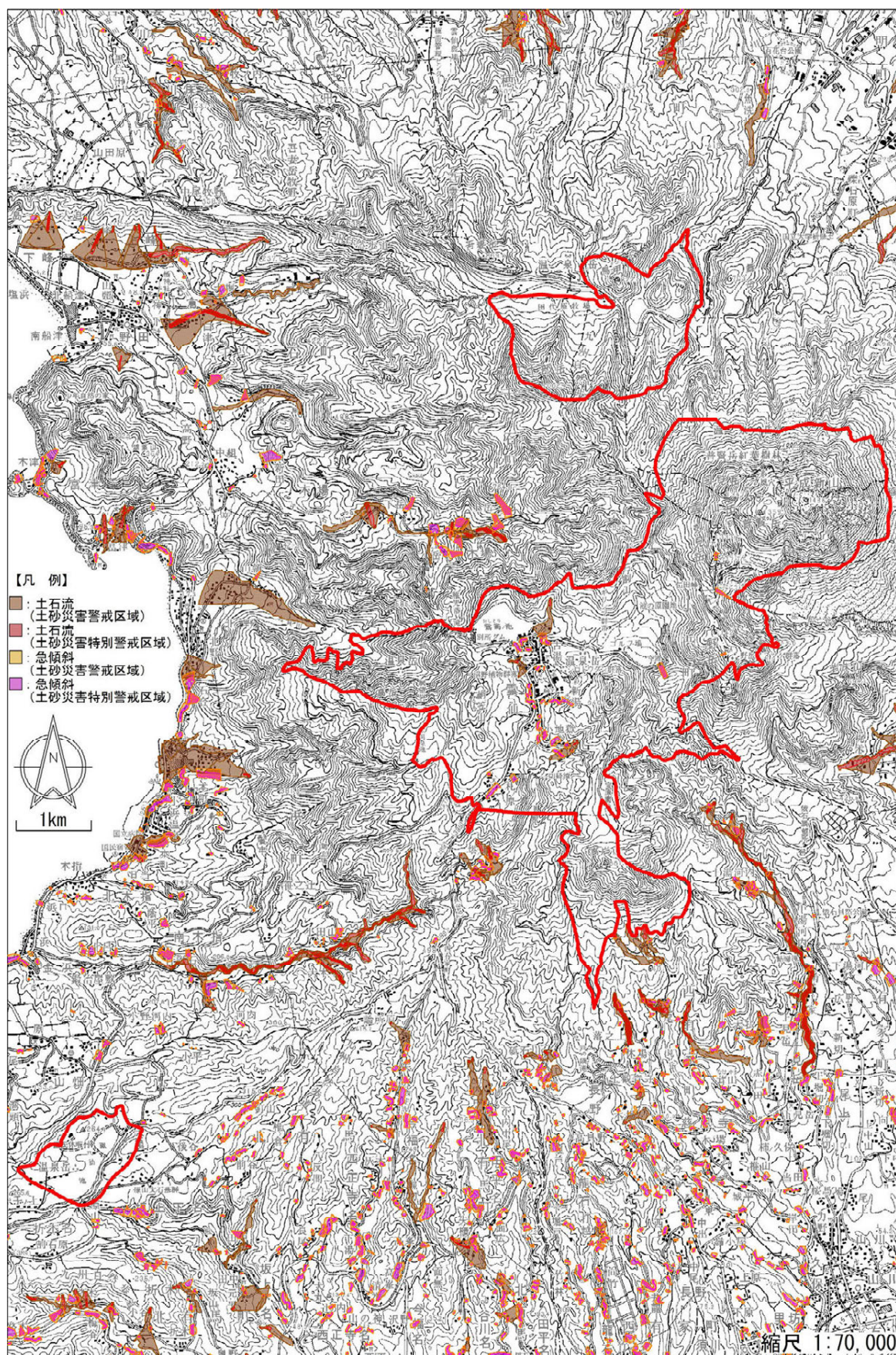


图 3-2-9 法規制範圍圖（土砂災害防止法）

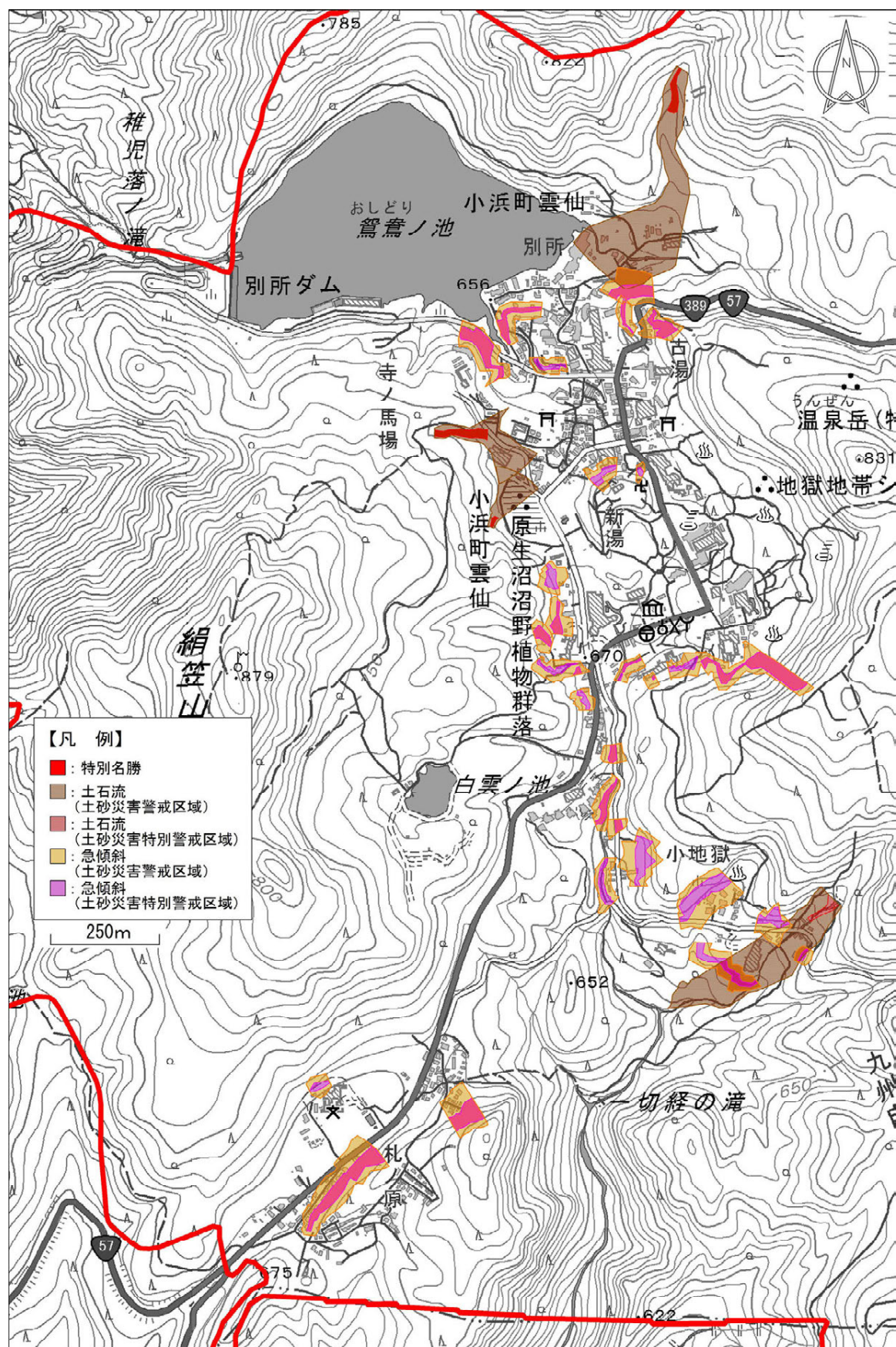


図 3-2-10 雲仙温泉街周辺法規制範囲図（土砂災害防止法）

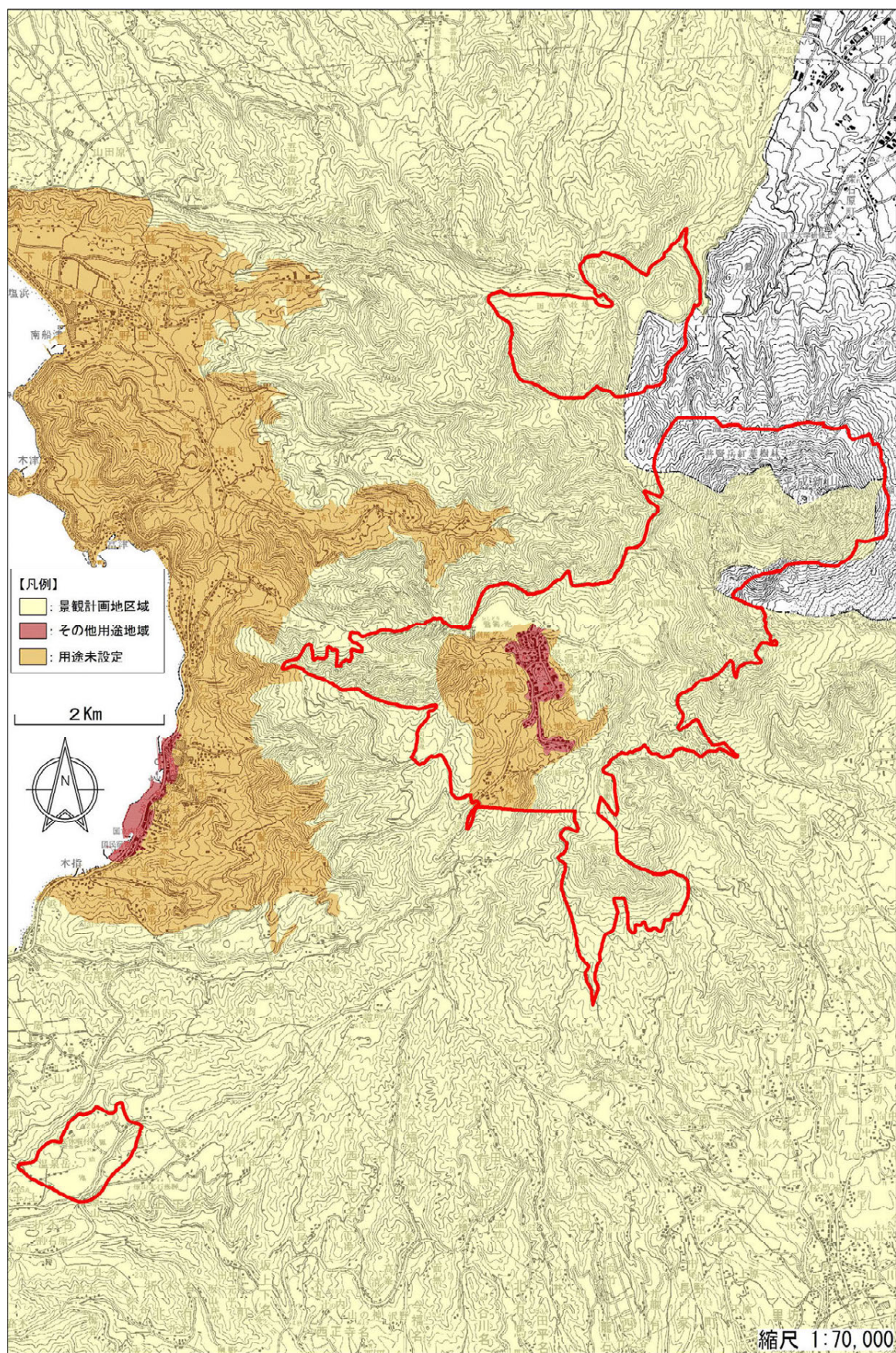


図 3-2-11 法規制範囲図（景観計画地区域・用途区域）